

税理士情報ネットワーク

TAINNS

Tax Accountant Information Network System



収益の帰属年度を巡る判決 — 公正処理基準と権利確定時期 —

依田 孝子 (大森)

はじめに

法人税法上、収益計上時期の原則的な基準に関する明文規定はなく、各事業年度の益金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算することとされています(法22④)。

したがって、企業会計原則等は発生主義を採用していますので、収益の実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の収益に計上することになります。以下、収益計上時期を巡る判決等をご紹介します。

1. 公正処理基準

法人税法22条4項に定める公正処理基準とは、企業会計原則、会社法、金融商品取引法等の計算規定等、一般社会通念に照らして公正かつ妥当であると評価される会計処理の基準をいいます。

さらに、一般社会通念上、会計処理として公正かつ妥当と評価されるもので、現実に継続して適用され、社会的に認容されている会計慣行も含まれます(平成14年9月12日神戸地裁判決・Z252-9188)。

3. 商品の輸出取引に係る収益

具体的には、旧通産省通達「冠婚葬祭互助会の掛金が中断している加入者の既払込掛金(前受金)の取扱について」(前掲掲決等)、経済産業省令「電気事業会計規則」などが、公正処理基準として認められています(平

平5・11・25最高裁(棄却)(確定)
Z199-72333

最高裁では、前述の判断基準を踏まえて、次のように判断しました。

① 上告人の採用する為替取組日基準は、商品の船積みにより既に確定したものとみられる売買代金請求権を、為替手形を取引銀行に買い取ったものにより現実に売買代金相当額を回収する時点まで待つて、収益を計上するものであって、その収益計上時期を人為的に操作する余地があるので、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合しない。

② 船積み基準によって輸出取引による収益を計上する会計処理は、公正妥当と認められる会計処理の基準に適合し、実務上も広く一般的に採用されていることから、被告上告人が、船積み基準によって、更正処分を行ったことは適法である。

4. 機械装置のFOB取引に係る収益

昭61・9・25大阪地裁(全部取消)(確定)
Z1503-5794

この事案は、濾過装置のFOB取引に係る収益について、「検収日基準」で計上すべきか、「船積み基準」で計上すべきかが争われたものです。大阪地裁では、次のとおり「検収日基準」に合理性を認めました。

① 原告は、濾過装置につき仕様書とおり技術者を派遣して性能達成を確認する契約上の義務を負う。

② 原告が製作販売する濾過装置の特質及び各契約に照らし、原告がその収益計上時期を検収時とすることは合理性がある。

5. 有料老人ホームの入居一時金

平22・4・28東京地裁(棄却)
Z888-1567

この事案は、有料老人ホームの入居一時金(終身前受金)について、「想定入居期間」で按分した金額を各事業年度の益金の額に計上するか、入居契約上の「返済保証期間」内に返済不要が確定した金額ごとに各事業年度の益金の額に計上するかが争われました。

① 収入の原因となる権利が確定する時期は、それぞれの権利の特質を考慮して決定されるべきである。

② 本件終身入居金は、一定期間の介護等の役務の提供に、それと具体的な対応関係をもって発生する対価からなるものではなく、役務を終身にわたって受け得る地位に対応する対価であり、いわば賃貸借契約における返還を要しない保証金等に類するものである。

③ 本件終身入居金に係る権利の特質に照らせば、本件終身入居金の収入の原因となる権利が確定する時期は、役務の提供の有無等にかかわらず決せられる。

④ 入居契約の定めによれば、本件終身入居金は、返済保証期間内に解約されたときは、中途終了返済条項の定めに基づき、その期間内で通減する一部額の返還を要し、返済保証期間の経過後に解約されたときは、その全額の返還を要しないこととなるのであるから、その収入の原因となる権

利は、期間の経過により、その返還を要しないことが確定した額ごとに、その返還を要しないことが確定した時に実現し、権利として確定するものと解するのが相当である。

6. 過収電気料金等の返還請求権

平4・10・29最高裁(棄却)(確定)
Z193-7013

本件では、過収電気料金等の返還請求権の権利確定時期が争われました。

上告人(自動車部品製造業)は、過大支払の日に属する各事業年度の損金額の修正であると主張しましたが、最高裁では、次のとおり、それを斥けました。

① 上告人の東北電力に対する過収電気料金等の返還請求権は、東北電力によって、計量装置の計器用変成器の設定誤りが発見されたという「新たな事実」の発生を受けて、両者間において、確認書により返還すべき金額について合意が成立したことによって確定したものとみるのが相当である。

② したがって、合意の成立日の属する事業年度の益金の額に算入すべきである。

おわりに

税務調査では、収益計上時期が問題となることも多いことと思えます。収入すべき権利の確定は、その業種や権利の特質により異なります。企業会計原則等や通達で解決できない場合は、TAINNSの裁判例・裁決例を活用してください。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室
03-5496-1416

iCompassリモートPCで、出先も事務所と同じ仕事環境になる。

インターネットが利用できる環境なら、iCompassリモートPCで、どこからでも事務所のパソコンを遠隔操作! 設備購入や特別な準備は必要なく、導入後即使えます。



書類を忘れた。

事務所には誰もいない... 事務所のパソコンを遠隔操作できるから、データを瞬時に呼び出せる。

よかった、ほっ。

パソコンを持ち歩くたびに、盗難や情報漏洩の

ことで内心ヒヤヒヤ... 出先から事務所のパソコンを操作できるから、もうその心配は無用。

よかった、ほっ。

MJSイメージキャラクター ラモス瑠偉



書類やパソコンを持ち歩く必要がなく、セキュリティは万全。顧問先も、きっと大満足!

インターネットが利用できる環境なら、どこからでも事務所のパソコンにアクセスして遠隔操作がOK。書類やパソコンを持ち歩く必要はありません。在宅勤務や外回りを行う職員の方も、事務所にいるのと同じように処理できます。パソコンの盗難・紛失が防げ、情報漏洩の心配もなくなって、セキュリティは万全!

Secure Remote Service
iCompass リモートPC